

デイサービスセンターのご案内

収入により2割・3割負担になります

事業主体に関すること

事業主体の名称	社会福祉法人 希望会
所在地	岩手県盛岡市乙部 5地割 41番地 1
電話番号	019(696)-4396
代表者氏名	理事長 西間木 勉
事業主体が行っている主な事業等	事業の種類 事業者指定番号 特別養護老人ホーム希望の里 0370100992 希望の里短期入所センター 0370101016 希望の里デイサービスセンター0370101008 希望の里在宅介護支援センター0370101024
事業の運営方針・特徴	老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者に対し身体、精神及び環境面を考慮したサービス計画を作成し、日常生活の自立支援に向けて、入浴、排泄、食事等の介護、健康管理及び療養上の世話及び機能訓練等の専門性を追求した介護サービスを行います。 サービス提供にあたり ①利用者の意思及び人格を尊重します。 ②心身の機能の維持並びに明るく家庭的な雰囲気作りに努めます。 ③地域や家庭との結びつきを密接にしていきます。 事業の実施にあたっては、関係市町村、その他の福祉サービス、保険医療サービスを提供する期間との密接な連携に努めます。

職員体制に関すること

介護に関わる職員数	所長(兼務) 1名 医師(嘱託) 1名 生活相談員 1名以上 機能訓練指導員 1名以上 看護職員 1名以上 介護職員 4名以上
介護職員の専門資格	介護福祉士、看護師、ヘルパー2級、社会福祉士、歯科衛生士
機能訓練指導員について	当施設では、利用者の機能訓練を担当する職員を配置しています。

提供するサービスの費用に関すること

介護保険給付対象となる主なサービスの利用料金	
介護保険給付対象サービス	介護保険給付サービス
●利用料	●利用料
区分	1日あたりの利用料金(9:20~16:30)
通介 I 51	658 円
通介 I 52	777 円
通介 I 53	900 円
通介 I 54	1,023 円
通介 I 55	1,148 円
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位
認知症加算	60 単位(該当者のみ)
中重度ケア体制加算	45 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0%
●利用料 デイサービスセンター(総合事業)	
区分	1日
通みサービス1回 要支援1・事業対象者<1ヶ月に4回>	436 円
通みサービス2回 要支援2<1ヶ月に8回>	447 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0%

デイサービスセンターに関すること

施設の名称(種類)	希望の里デイサービスセンター
施設の所在地	岩手県盛岡市乙部 5地割 41番地 1 019(696)-4396
開設日	平成 13 年 8 月 10 日
利用定員	29 名
居室以外の設備・施設	食堂兼機能訓練室 124.38 m ² 相談室 浴槽(一般浴槽・リフト浴槽) 送迎車 5 台
営業日	月曜日～土曜日 祝日
休業日	日曜日 正月休み 12/31・1/1・1/2
事業の実施地域	盛岡市(玉山地域を除く) 矢巾町・紫波町

介護保険給付対象外サービスの利用料金表

実費負担となる(介護保険の給付の対象とならない)サービス利用料金	●昼食費 1食当たり(おやつ込み) 700 円 ●理美容代(税抜) 調髪 1,800 円 顔剃り 1,500 円 ●その他として、歯ブラシ、シャンプー、タオル等の日用品で、事業所で用意したもの以外で、利用者等の選択により希望された場合にその実費をいただきます。 ●教養娯楽として、日常生活に必要なものを、利用者の希望によって事業者が提供した場合にその実費をいただきます。
----------------------------------	---

デイサービスセンターのご案内

提供するサービスに関すること

サービス内容	<p>①送迎 車椅子仕様型のリフトワゴン車を用意して利用者の送迎をいたします。</p> <p>②食事 栄養士管理のもと、適時、適温、季節感の味わえる食事を提供します。食べられないもの、アレルギーのある方は、事前にご相談ください。あらゆる食箋に対応いたします。</p> <p>③入浴 一般浴槽と特別浴槽を準備し、入浴を実施します。ただし健康状態によって中止となる場合がございます。</p> <p>④機能訓練 機能訓練指導員による専門的な機能訓練や日常生活リハビリを行います。</p> <p>⑤生活相談等 常勤の生活相談員に、介護以外の日常に関することも含め、相談できます。</p> <p>●支払方法 毎月15日までに前月分の利用料の合計額に明細を付して利用者または身元引付人に請求をいたしますので、口座振替はその月の20日(手続必要)、口座振込はその月の25日までに指定口座に振込にてお支払いください(振替及び振込手数料は利用者負担とさせていただきます)入金確認後、領収書を発行いたします。</p>
--------	--

苦情対応及び緊急時の対応に関すること

苦情対応	<p>①当施設が提供するサービスについての相談、苦情窓口 電話 /019(696)-4396 担当者/生活相談員 佐藤 大輔</p> <p>②当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。 ・盛岡市介護保険課 電話 019-626-7581 ・岩手県国民健康保険団体連合会 電話 019-623-4321</p>
緊急時の対応	サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事務所等へ連絡をいたします。
災害時の対応	<p>・別途定める希望の里防災計画にのっとり対応を行います。</p> <p>・防災設備 補助散水栓 /11 スプリンクラー設備 /有 消火器 /26 漏電火災警報器 /有 防火戸 /4 非常用放送設備 /有 誘導灯 /18 自家発電設備 /有 自動火災報知設備 /有 カーテン等の防災加工 /有 非常通報装置 /有 防災設備の保守点検 /有</p> <p>・防災訓練 希望の里防災計画にのっとり、定期的に防災訓練を実施しており、利用者の方々も参加していただいております。</p>

事業者の義務及び損害賠償に関すること

損害賠償	事業者は、サービスの提供にともなって事業者の責めにきずべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその法律上の損害を賠償いたします。
------	---

契約の期間に関すること

契約の終了	<p>●サービスの終了</p> <p>①利用者の都合でサービスを終了される場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。</p> <p>②当センターの都合でサービスを終了される場合、人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。</p> <p>③自動終了 以下の場合は双方の承知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。 ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合 ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。 ・利用者がお亡くなりになった場合。</p> <p>④その他 ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務などに反した場合、利用者またはご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが破産した場合、利用者は文書で解約をすることができます。 ・利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、また利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院若しくは病気等により、3ヶ月にわたってサービスを利用できない状態であることが明らかになった場合、また利用者やご家族が当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(暴言、暴力、セクシャルハラスメント等)を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。</p>
-------	---